

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年1月14日

寒川町長 木村俊雄

1 入札に付する事項

「入札概要書」に記載のとおりとします。

2 入札参加資格に関する事項

① 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

ア かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度の競争入札参加資格認定（以下「認定」という。）の認定種目について、入札概要書記載の発注種目で寒川町長の認定を受けている者。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

ウ 寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和52年7月1日施行）に基づく指名停止を受けていない者

エ 公告日直前に終了した事業年度（1年分）に係る次の各税の滞納がない者
法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税

オ 「かながわ電子入札共同システム」により入札に参加できる者

カ 「入札概要書」に記載する事項に適合している者

キ 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第3号及び第5条に該当しない者であること

② 競争参加資格の確認申請

ア 入札に参加しようとする者は、「入札概要書」に記載した日までに、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請をしてください。また、会社役員名が記載されている書類が必要な場合がありますので、町から指示がありましたら速やかに提出して下さい。

イ 競争参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の内容について誓約したものとみなします。

③ 競争参加資格の確認通知

ア かながわ電子入札共同システムにより所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件委託等の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、資格をよく確認してから申請してください。

寒川町企画部財政課

誓 約 事 項

当社（私）は、本件委託等の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約事項に該当しないこととなった場合は、入札の無効又は失格となることについて同意します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規程（成年被後見人、被補佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない。
- 2 法令等の規程による営業停止を受けていない。
- 3 寒川町指名停止に関する取扱基準に基づく指名停止を受けていない。
- 4 法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税に滞納がない。
- 5 入札参加資格に関する参加条件に適合している。
- 6 本件委託等に配置できる技術者及び現場代理人を有している。
- 7 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第3号及び第5号に該当しない。

※虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

入札概要書

案件番号	154	担当課	生涯学習課
入札に付する事項	委託名	青少年広場植木剪定業務委託	
	委託場所	青少年広場 大蔵339他	
	委託概要	青少年広場の植木の剪定 その他仕様書等のとおり。	
	委託期限	令和8年3月31日	
入札参加資格要件	営業種目	555:樹木保護管理 の登録がある者	
	地域要件	寒川町に本店の登録がある業者	
	条件明示	なし	
	履行実績	なし	
確認申請期限	令和8年1月23日(金)午後4時まで		
確認結果通知日	令和8年1月27日(火)		
仕様書等の取得方法	ダウンロード	仕様書 アドレスは「かながわ電子入札共同システム」調達案件概要の備考欄に記載してあります。	
	CDROM	不可	
	販売	不可	
	質問方法	次のアドレスにメールで質問回答書を添付して質問してください。 (※「かながわ電子入札共同システム」ではありません。) ※メールアドレス keiyaku@town.samukawa.kanagawa.jp ※質問回答書は町HP入札・契約情報の申請書ダウンロードの契約・入札関係にあります。	
仕様書等に関する質問及び回答	質問期間	令和8年1月23日(金)午後4時まで (再質問は受け付けしません。)	
	回答日	令和8年1月28日(水) 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。 質問しなかった方も必ず確認して下さい。	
	入札保証金	入札金額の100分の5以上。ただし、町契約規則第7条第2項に該当する事業者の場合は免除。	※免除となる一例（履行実績）
契約保証金	契約金額の100分の10以上。ただし、町契約規則第36条に該当する事業者の場合は免除。	同種目、同規模程度で、公告日から過去5年以内の官公庁の元請け履行実績を有する事業者。 (実績調書の提出が必要)	
最低制限価格	設定無し		
入札・開札	入札書提出日時	令和8年2月3日 (火) 午前8時30から	
		令和8年2月4日 (水) 正午まで	
		※かながわ電子入札共同システム稼働時間中に限ります。	
	開札予定日時	令和8年2月5日 (木) 午前9時05分	
	再入札書提出予定日時	令和8年2月5日 (木) 開札後～午後3時まで	
再開札予定日時	令和8年2月5日 (木) 午後3時以降		
落札候補者	書類提出期限	令和8年2月9日 (月) 正午まで	
	提出書類	実績調書、 電子契約利用申出書 (様式は町HP「申請書ダウンロード/契約・入札関係」から取得してください。)	
	その他注意事項	全応募者あてに保留通知で1位の金額をお知らせしますので、落札候補者は、指定の提出書類を提出期限までに提出してください。 期限までに提出がない場合は、入札が無効となります。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・条件明示欄の資格等については落札候補者になった時点で確認させていただきます。 ・競争参加資格確認申請者が1者に満たなかった場合は、本案件の入札は取りやめます。 ・同額の入札があった場合は、全落札候補者の入札参加資格を審査した後に引きを行います。 ・契約締結は、原則として電子契約サービスを利用した契約締結とします。ただし、落札者の事情により書面での契約も可能としますが、その場合の契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。 ・電子契約サービスの詳細は、町HP「電子契約の導入について」をご確認ください。 		

3 入札に必要な書類の配布

- ① 入札に必要な書類の各種様式は寒川町ホームページからダウンロードしてください。
- ② 設計図書等については「入札概要書」で指定する方法によります。
- ③ 設計図書等のダウンロードの方法は、寒川町ホームページの契約・入札に掲載の「寒川町条件付き一般競争入札の留意点」を参照してください。

4 入札書提出日時及び開札予定日時

「入札概要書」に記載のとおりとします。

5 入札方法

かながわ電子入札共同システムを利用した電子入札により執行します。

入札回数は、2回を限度とします。

6 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、入札概要書の入札参加資格要件（個別要件）に掲げる「許可登録事項等の調書」、「有資格者の調書」、「業務等履行実績調書」及びその他必要な添付書類の提出を要する場合は入札概要書記載で指定する期間内に調書等を財政課までファックス又は持参してください。

7 入札保証金及び契約保証金

「入札概要書」に記載のとおりとします。

① 入札保証金

(ア) 入札保証金の額は入札金額の100分の5以上の額とし、入札日の前日までに納付してください。納付が確認できない場合は、入札が無効となります。

(イ) 寒川町契約規則第7条第2項に該当すると認められる者は、入札保証金の全部又は一部免除することができます。

[寒川町契約規則第7条第2項抜粋]

(1) 入札者が保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札者が、過去5年間に本町又は国（公社を含む。）若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

② 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とし、契約締結までに納付してください。

(イ) 寒川町契約規則第36条に該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

入札保証金及び契約保証金の納付方法については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

8 入札の無効に関する事項

この公告において定める条件を満たさない者が行った入札、競争参加確認申請及びその添付書類に虚偽の記載をした者が行った入札並びに寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）第16条に掲げる入札は、無効とします。

9 最低制限価格

「入札概要書」に記載のとおりとします。

10 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定に該当するものは、議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は寒川町の指名停止に関する取扱い基準に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

11 契約書の作成

契約の締結にあたっては、電子契約サービスの利用を原則とします。

詳細は、寒川町ホームページ「電子契約の導入について」をご確認ください。

ただし、落札者の事情により書面での契約も可能としますが、その場合の契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

12 その他

- ① 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- ② 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。
- ③ 前各項に定めるもののほか、入札方法等については、寒川町契約規則及び契約関連要綱、電子入札運用基準等の定めるところによります。

13 問い合わせ先

寒川町企画部財政課契約検査担当

電話 0467-74-1111 内線264

FAX 0467-74-9141

※電子入札共同システムの操作に関する問い合わせ先

コールセンター 受付 9時00分～17時00分

フリーダイヤル 0120-921-182